

# 訴 状

平成○年○月○日

○○簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 ○ ○ ○ ○ 印

○○県○○市○○町○○○

原 告 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒000-0000 ○○県○○市○○町○○○

○○司法書士事務所

認定番号 000000 号

上記訴訟代理人司法書士 ○ ○ ○ ○

電 話 00-000-0000

F A X 00-000-0000

〒000-0000 ○○県○○市○○町○○○

被 告 株式会社○○○

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

不当利得返還請求事件

訴訟物の価額 金 000,000 円

ちょう用印紙額 金 00,000 円

## 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 000,000 円および内金 000,000 円に対する平成○年○月○日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び第 1 項につき仮執行の宣言を求める。

## 第 2 請求の原因

- 1 原告は、平成○年○月○日から、貸金業者である被告との間で、継続的に金銭消費貸借取引を行い、金銭の借入れ及び弁済を繰り返してきた。なお、借入金および弁済金の額ならびに各取引日については被告作成の「取引明細書」(甲 1 号証)に記載のとおりである。
- 2 ところで、被告の原告に対する貸付けは、利息制限法を超過するものであるため、同法超過利息の弁済については元本に充当されるべきである。
- 3 そこで、原告と被告との今日に至るまでの取引経過を利息制限法所定の金利に引き直して利息及び元本に充当した結果、別紙「計算書」のとおり、原

告は被告に対し金 000,000 円の過払いになっており，原告は被告に対し同額の不当利得返還請求権を有することが判明した。

- 4 利息制限法所定利率を超過して支払われた利息が元本に充当されること，充当の結果元本が不存在となった場合には，不当利得として債務者に返還請求が認められることの2点は，判例理論として確立しており，貸金業者である被告が以上の判例理論を知らないはずがないのであるから，被告は，民法704条所定の悪意の受益者に該当する。
- 5 よって，原告は，被告に対し，以下の支払いを求めるため，本訴を提起する。
  - ① 不当利得返還請求権に基づいて，不当利得金 000,000 円
  - ② ①につき，平成〇〇年〇〇月〇〇日までの民法704条所定の利息として金 000,000 円
  - ③ ①につき，民法704条所定の利息として，平成〇〇年〇〇月〇〇日から訴状送達日までの年5パーセントの割合による金員
  - ④ ①に対する遅延損害金として，訴状到達の翌日から支払済まで民法所定の年5パーセントの割合による金員

#### 証拠方法

- 1 甲1号証 取引明細書

#### 添付書類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 訴状副本  | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 1 通 |
| 3 資格証明書 | 1 通 |
| 4 訴訟委任状 | 1 通 |